

全 訂

法 学 辞 典

末 川 博 編

全 訂
法学辞典

末川 博編



日本評論社

序

こんにち、われわれの生活は、はげしく変動するなかで多岐多面にわたってまことに複雑になっているのだが、現代社会の仕組みでは、細大もらさずすべて法律の定めるワクにはめられる建て前になっている。したがって、書物や新聞雑誌を読むとき、ラジオやテレビを視聴するとき、学習をするとき、事務を執るとき、人と話をするときなど、随時随所で、個々の事柄について断片的に一応の法律知識を必要とすることがしばしばである。そしてこのような必要に応じるためには、なるべく多数の事項について簡明瞭な説明をした書物が手近かにあることが望まれるであらう。

右のような要望にこたえようとするのが、本辞典である。だから、本辞典では、手っ取り早くひけるような小項目主義を採って、一万数千に及ぶ項目について簡潔な解説をしている。およそ、このような方針は、かなり長い歴史をもつ本辞典が一貫しているところである。すなわち、戦前一九三七年に「新法学辞典」を刊行したのにつづいて、戦後一九五一年に「法学辞典」を、

さらに一九五六年には「新訂法学辞典」を、というように、すでに三回にわたって小項目主義による編集をしてきたのであるが、このたびもまた、長いあいだの経験を生かして周到な準備と細心な配慮のもとに全項目について検討を加えて、「全訂法学辞典」として世に送ることになったのである。

このように、本辞典では、なるだけ多数の項目を拾って解説をしているけれども、法律に関する知識は、もともと全体としては統一した体系をなしているのであって、断片的に見える個々の事項も、互いに関連し互いに補足しあっているのが常であるから、個々の項目の解説のあいだには、相互に有機的なつながりがついていなければならない。そこで、本辞典では、項目相互間の対比参照を便にする工夫をこらすとともに、個々の項目の解説のなかでも他の項目との結びつきを見やすくするように努めている。つまり、きれぎれの知識を平面的に羅列するのではなくて、本辞典が全般的な知識を汲みとる源泉ともなりうるように、すべての項目の解説を立体的に総合することを期しているのである。

もつとも、法律は、長いあいだの歴史的所産であるとともに推移する時代の要求に応じて常に變動しているのであるから、そこには、古くからの約束ともいふべき術語や公理が支配している

と同時に新しい概念や学説上の主義などが続出している。したがって、これらについても一通りの理解がなければ、法律に関する正しい知識を得ることがむずかしい場合があるので、本辞典では、学説や法制史上の用語から最近の新聞用語で法律に関係があると思われるものまで収録することに努めている。そして今日の社会では、法律は、政治・経済・外交などと密接に結合していることが多いのだから、これらの面の事項もかなりたくさん採り入れているのであって、本辞典は、あるいは社会科学辞典たる一面を備えているといつてよいかも知れない。

この「全訂法学辞典」は、だいた右に述べたような意図と構想をもって編集したのである。かえりみると、戦前の新法学辞典から三四年、戦後最近の新訂法学辞典からでも一五年を経たのであるが、この歳月は、日本的にも世界的にも激しい変動を生ぜしめて、法律・政治・経済その他あらゆる社会面で古いものを変えて新しいものを生み、また同じように見えるものについても見方や考え方を改めているところが少なくない。しかも日本国憲法のもとでは、国会の立法活動が活発になって、国会が開かれるたびに制定・改廃される法律はおびただしい数にのぼっている。したがって、こんどの全訂版では、入念に項目を選定したうえで、法令については一九七〇年一月までのものをとりあげて、それぞれ専門の研究者約七十名の諸君に執筆をしてもらい、

凡 例

- 1 項目の配列は表音式かなづかいに従って五〇音順とした。外国語はヴ、ティなど慣用に從つて用いた。
- 2 項目の読み方は最も標準的な読み方に從つた。ただし、いく通りにも読まれる項目（例えば「遺言」〔ゆいごん・いごん〕）や誤読しやすい項目（例えば「遡求」〔さきゅう・さきゅう〕）は、それぞれに項目を立てどちらからも引けるようにした。特に読みにくい項目には必要な箇所読みに読み仮名を附して検索の便をはかった。また、人名・地名などの外国語の読み方も、最も普通に行なわれているものに從つた。
- 3 書き方が二通りある項目（例えば「慰藉料」「慰藉料」については、その一方を「」内に示した（「慰藉料」）。また、項目中の或る字句が省略されて用いられるもの（例えば「通商航海条約」「通商条約」）については、その省略される字句を（ ）内にくくる（「通商（航海）条約」）こととした。この場合、括弧内を含む読み方で配列してある。
- 4 「一部代位し代位弁済」のように、説明を省略した項目については、し印で示された項目中に説明が施してある。
- 5 収載項目に相当する外国語は、学習上必要ないし便宜と思われる範囲にとどめた。英語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・ラテン語の順序で配列した。
- 6 説明文中に「なお……」または「（なお……）」とあるのは、その項目全体または説明文中の字句の意義を理解する上に参照すべき項目を示す。また*印を附した字句は、参照したほうがよりよいと思われる項目を示す。なお、*印を附された字句（項目）の切れ目が明瞭でないものについては、その切れ目に「し」印を附した（例えば「行政法上の不確定概念」「出資金の受入制限」など）。
- 7 項目の選定およびその説明は、一九七〇年一月一日現在の法令に基づいているが、その後の法令改正をできるかぎり考慮して補訂に努めた。
- 8 参照条文については、条を和数字、項をローマ数字、号をアラビア数字で示した（例えば民法第四十六条第一項第七号は、「民四六一七」と略記されている）。
- 9 法令名などの略語は、「法令名等略語表」のとおりである。これ以外は略さなかった。

法令名等略語表

旧行訴……行政事件訴訟特例法
旧刑訴……旧刑法
旧刑訴……旧刑事訴訟法
旧憲……大日本帝國憲法
旧商……明治三年商法
旧民……明治三年民法
漁……漁業法
教基……教育基本法
行政不服……行政不服審査法
行訴……行政事件訴訟法
行組……国家行政組織法
銀……銀行法

安保条約……日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保

障条約

医……医師法

オ……

恩……恩給法

力……

河……河川法

家……家事審判法

家……家事審判規則

会……會計法

会……會計検査院法

会……会社更生法

海運……海上運送法

学校……学校教育法

関……関税法

監……監獄法

キ

議院証言……議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律

ケ

刑……刑法

刑訴……刑事訴訟法

刑訴規……刑事訴訟規則

刑特……日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保

障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法

刑補……刑事補償法

刑仮案……改正刑法草案

計算書類……株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則

警……警察法

警執……警察官職務執行法

競……競売法

輕犯……輕犯罪法

憲……日本國憲法

檢……檢察庁法
健保……健康保險法

コ

小……小切手法

戸……戸籍法

鑑……鑑業法

公選……公職選挙法

公勞……公共企業体等労働関係法

厚年……厚生年金保險法

航空……航空法

国全……国金法

国健保……国民健康保險法

国公……国家公務員法

国財……国有財産法

国稅……國稅徵收法

國稅犯……國稅犯則取締法

國連憲章……國際連合憲章

國連刑特……日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う刑事特別法

載……裁判所法

財……財政法

財務諸表……財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

參規……參議院規則

シ

自衛……自衛隊法

見福……兒童福祉法

失保……失業保險法

社福……社会福祉事業法

借地……借地法

借家……借家法

衆規……衆議院規則

出資取締……出資の受人、預り金及び金利等の取締等に関する法律

所稅……所得稅法

少……少年法

少院……少年院法

少審規……少年審判規則

商取……商品取引所法

証券取……証券取引法

職安……職業安定法

信託……信託法

人訴……人事訴訟手続法

生活……生活保護法

船員……船員法

船職安……船舶職業安定法

船船……船舶法

爭議規則……電気事業及び石炭鉱業における爭議行為の方法の規制に関する法律

担社……担保附社債信託法

タ

執筆... 著者... 編集...
 大正... 昭和...
 東京... 大阪...
 印刷... 発行...

執筆 著者 (五〇音順)

浅沼潤三郎
 阿部照哉
 天野和夫
 荒川重勝
 石田喜久夫
 井戸田侃
 乾昭三
 井上正三

井上治典
 上田徹一郎
 右近健男
 大谷実
 小畑雄治郎
 甲斐道太郎
 片岡昇
 川又良也

久貴忠彦
 窪田隼人
 桑原昌宏
 香西茂
 小高剛
 小橋一郎
 笹井昭夫
 塩田親文

繁田実造
 志村治美
 杉村敏正
 鈴木茂嗣
 仙元隆一郎
 園部逸夫
 太寿堂鼎
 高田桂一

中	中	富	椿	田	谷	龍	竹	高	高
川	井	山		村	口	田	本	林	田
祐	美	康	寿	悦	安		正	秀	
夫	雄	吉	夫	一	平	節	幸	雄	敏

広	平	林	畑	西	西	新	中	中	中
岡	松		中	村		山	山	西	川
		久	和	信		雄	研	正	
隆	毅	茂	夫	雄	賢	三	一	明	淳

森	森	室	南	光	松	真	本	本	福
井		井		藤	岡	砂	間	多	永
	孝		博	景	正	泰	輝	淳	有
障	三	力	方	皎	美	輔	雄	亮	利

山	山	山	山	山	山	安
中	手	田	下	下	崎	武
俊	治	幸	末	健		敏
夫	之	男	人	次	寛	夫

I・M・F⇨J・C ↓国際金属労働組合連合
日本協議会

I・L・O
↓国際労働機関

I・L O 八七号条約 正式の名称は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約。一九四八年（昭和四〇）年 により批准された。条約の主な内容は、労働者および使用者は事前の認可を受けないで自ら選択する団体を設立し加入する権利をもつこと、労使の団体は規約を作成し、自由に代表者を選び、管理・活動をきめうること、公の機関はこれらの権利を制限したりその合法的な行使を妨げてはならないこと等である。

I・L O—一〇五号条約 強制労働の廃止に関する条約（一九五七年）。ILOは一九三〇年に強制労働に関する条約（二九号）を採択し、主に植民地住民に対する強制労働を禁止したが、一〇五号条約は二九号条約によって適用を除外された強制労働のうち、政治的強制の手段、経済的発展の手段、労働規律の手段、ストライキに關与したことに對する制裁・差別待遇の手段としての強制労働（監獄労働を含む）を禁止した。この条約が批准されれば、公務員の政治活動やストライキの禁止

等、わが国の現行制度に与える影響が少なくない。

I・L・O・二二号条約 社会保障の最低基準
に關する条約 (一九五二年。社会保障の最低基準
を設定することにより、加盟諸國の水準を引き上
げることを狙ひとしてI・L・Oにより採択された条
約。医療・疾病・失業・老齢・業務災害・家族
・出産・廢疾・遺族に關する給付について守られ
べき基準を定め、加盟國がこの条約を批准しうる
ためには、失業・老齢・業務災害・廢疾・遺族の
各給付のいずれか一を含めた三の部門について最
低基準を達成することを必要としている。わが國
は昭和五十一年に批准した(同年条四号)。

挨拶行為 かななる人も、選挙の期日後に、当選または落選に關し選挙人に挨拶する目的をもつて、次のことき各種の行為をなすことはできない。戸別訪問、信書以外の文書・図画の頒布または、揭示、新聞紙・雑誌・放送設備の利用、当選祝賀会その他の集會の開催、自動車を連ねまたは隊伍を組んで往來する等によつて、氣勢を張る行為、当選の答礼のため、当選人の氏名・政党その他の政治団体の名称をいひ歩く行為（公選一七八）。違反者は処罰される（同、四五）。

I・C・F・T・U ↓ 国際自由労働
 相对死 ↓ 心中

相对死
↓心中

相対売買 取引所における売買の二方法で、売手一人と買手一人とが相互に相手方を選択してその交渉により目的物の数量や代金を定め、自ら受渡の責を負うもの。実物取引において認められる例外的な方法。

相手方代理　↓自己契約、双方代理
相手方のある単独行為　↓単独行為

相手方の協力を要する行政行為
↓同意を要する行政行為

相手方のない単独行為 → 単独行為
 アイェホルン Eichhorn, Karl Friedrich (1782-1854) ドイツの法学者。ゲン・ヒーステンの関祖。サツニータチと「法史学雑誌」(Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft) を創始。主著「ドイツ国家および法史」・「ドイツ私法序説」

ランスにおいて、*アヴォカールの行なう弁護士に熟するまでの申立・主張等の訴訟行為につき當事者を代理する弁護士、または代訴士(人)。第 一審裁判所(大審裁判所)と控訴院では必ずアヴグーエによつて手続を行なわなければならない。いわゆるオ・ノイス・ミニステリエルの一種で政府により任命され、配置された裁判所においてのみ職を行なうことができ、法定の手数料を受ける。

アヴォカール avocat 二元的弁護士制度をとるフランスにおいて、すべての裁判所において弁論を行なうことのできる弁護士、または法廷弁護士。手続行為のみを行なうアグヴェに對する、いわゆるオフィス・ミニステリエルではなく自律的な弁護士会に属することにより業務を行なうことができる自由職業である。アヴォカールとなるにはフランス国籍を有する法学士と一定の試験と教育を経て弁護士職任証書(CAP)を取得し、さらに三年の弁護士修習を経なければならない。なお破産院およびコンセーニュ・デタのアヴォカールは特別に扱われる。

アウグスチヌス Augustinus(Augustin)(354

く。中世初期の神学者・哲学者。プラトンの哲学に基づいてキリスト教哲学を形成した。自由意思と善の問題を基礎づけ、雄大なキリスト教歴史哲学を展開した。主著「神の国」

アウトサイダー組合 out-sider union 労働組合

組合法二条および五条二項の規定する要件を具備する旨労働委員会が認定または証明した組合（法内組合）以外のすべての労働組合。法外組合ともいう。労働組合法に規定する手続に参与し救済を受けることができない（同法五一）。なお労働組合の資格要件

アフラスンク Aufassung ドイツ法に

おける不動産所有権移転の合意。特別の方式を必要とし、条件を附することはできない。ドイツ民法では不動産所有権移転は、この種の合意と登記を構成要素とする物権行為によつてはじめて効力のあるものとなるのであつて、わが民法が登記を単なる對抗要件とするとは異なる。元来ゲルマン法ではアフラスンクは占有明渡行為を意味したが、現実の土地明渡から草の茎や杖の引渡をもつて代用する象徴的明渡に転化し、さらに証書による譲渡や裁判官の面前で行なうアフラスンクが出現するに及び、しだいに土地譲渡の方式を意味するに至つた。

アエディレス 按察官

青色申告 事業所得・不動産所得および山林所得を生ずべき業務を行なう個人または法人が、所定の帳簿書類をそなえて所轄税務署長の承認を得て、青色の申告書でなく納税申告（所税一四三）以下、法税二二一・二二八・一四六。当該申告者は税務署の所得調査に際して相当の信頼を受け、更正処分

の制限、更正処分の理由附記、純損失（欠損金）の繰戻その他一般納税者でない特典が与えられている。

青空法 一ブルー・スカイ・ロー

青田差押 一立毛差押

青田売買 青田すなわち植附後成熟前の稲作を作附のままて売買する。他に融資の方法をもたない貧農がなす金融方法。成熟前の稲はまだ未分離の果実にも至らず独立の物ではないので、買主は稲の所有権ではなく成熟後の産米の引渡を受ける債権を取得するにすぎない。農民にきわめて不利な条件で売買されることが多いが、暴利行為として無効となることもありえよう。

青票 一白票

赤線小切手 一線引小切手

果 一国造く（のみやん）

悪意 mauvaise foi, böser Glaube, Arglist, dolus malus, mala fides (i) 或る事実を知つてゐること。善意に対する。道徳的な意味での善意とは無関係で、認識の有無のみが問題である。単に疑わしいと思うだけでは、通常、悪意に含まれないが、占有については特に悪意となると解される（なお善意占有、悪意の受益者、悪意の抗弁、(ii) もつとも単に或る事実を知つてゐるということとどまらず不正に他人を害する意思という倫理的意味を含めて用いる場合もある（例えは民七七一・八一四一）等）。なお「悪意の遺棄」

悪意占有 一善意占有

悪意の遺棄 夫婦の一方が悪意で同居・協力・扶助の義務（民七五二）を履行しないことで、離婚原因の一（同七七〇一）。こゝでの悪意とは遺

棄すれば婚姻生活共同体が存続できなくなることを知りかつ自らこれを容認することをいい、他の場合の悪意とは異なり、倫理的意味をもつ。なお同居義務、夫婦の協力扶助

悪意の抗弁 Einrede der Arglist, exceptio

bona fidei 法と異なり、わが民法は一般悪意の抗弁を認めないが（ただし民四七二・四七三参照）。特に手形法、小切手法上の悪意の抗弁は次のことき特異性を有する。すなわち手形・小切手の所持人は、債務者が前者に対して有する人的抗弁をもつて對抗されることがないという原則（抗弁の切断）に対する例外として、手形所持人が手形取得に際して、人的抗弁の切断により手形債務者が害されることを知りながら手形を取得した場合には、手形債務者はその所持人にに対し前者に對抗しえた人の手形をもつて對抗しうる（手一七但・七七

一、小三但）。こゝに債務者を害することを知るとは、自己が手形を取得することにより債務者が抗弁を主張することができなくなつて害されることを知つて手形を取得することを知い、抗弁の存在についての単なる認識より狭く、譲渡人との共謀より広い。しかし近時の判例は取得の際に人的抗弁の存在を知つていたときは、特別の事情のないかぎり、害することを知つて取得したものとみなしうるとしている。

悪意の受益者 民法上問題とされる受益者すなわち詐欺行為の受益者詐欺行為の相手方、不当利得の受益者（不当に利得した者）、第三者のためにする契約の受益者（利益を受ける第三者）のうち、その善意・悪意が特に問題となるのは、前二者についてである。詐欺行為においては、債権

者取消権の成否および行使の相手方(被告)の如何に大きく影響する(民四二四参照)。不当利得において、受益者に悪意がある場合は、返還の範囲が善意の場合よりも大きい(同七〇四参照)。
悪意否認 ― 故意否認

アクション action 英米法における訴。訴権。主として民事上の訴。物自体の回復を許す物的訴訟(real action)と、特定の人の対して損害賠償を請求する人的訴訟(personal action)とに分かたれる。衡平法上の訴は suit ということもある。

アクション・イン・ペルソナム 人対人アクション・イン・レム action in rem 物訴訟、物に対する権利を主張する物権的請求訴訟。債権者が債務者に対して履行または損害賠償を請求する債権的請求訴訟である对人訴訟(アクション・イン・ペルソナム action in personam)に対する。

アクション・オブ・アカウンツト action of account 計算訴訟。後見人や収管管理人(Receiver)等に対し、その計算義務の履行を求めるコンモン・ロー上の訴訟形式。迅速を欠き費用のかかる訴訟であり、古い訴答(answer)規則の適用などのため用いられなくなった。

アクション・オブ・コヴェナント action of covenant 捺印契約訴訟。捺印証書(deed)による契約(コヴェナント)の違反に対する損害賠償請求の訴訟形式の一。一二世紀末に確立し一八七五年に廃止された。
アクション・オブ・デット action of debt

金銭債務訴訟。定額(金銭債務)の支払を求めるための訴訟形式。最初は、被告が奪取または留置している原告の物の返還を求める訴訟であったが、動産返還請求の訴訟たるデチニユーが分化して金銭債務訴訟となった。

アクション・オブ・トゥローバー action of trover 横領による損害賠償訴訟。コンモン・ロー上の訴訟で、他人の物を発見・拾得して横領した者に対する遺失被害者の救済を認める訴訟形式。賠償の請求を特色とし、動産取戻あるいは動産占有回復の訴訟である redress と異なる。

アクション・オン・ザ・ケース action on the case 場合訴訟。イギリスにおいて、救済のための令状と訴訟形式が個々に定められていたことによる救済の硬化を緩和するために認められた、大法官や国会の裁決により発せられた令状による訴訟形式。一般に適切な方式のない場合に用いられる。

悪性 性人格の危険

アクティオ actio ローマ法上、訴訟・訴訟行為・訴権等諸種の意義に用いられた。まず古くは、訴訟当事者が政務官の面前で厳格な方式にのっとった意思表示と象徴的な動作により双方が主張することによって成立する法律訴訟(legis actio)を意味した。後に当事者が法務官や政務官と協力して作成した、審判人(iudex)に対し争点を明らかに示す方式書(formula)に基づいて裁判が行なわれる方式書訴訟では、法務官や政務官が方式書を承認すれば、原告は権利救済を受けうる期待をもつことができるから、一般に訴権を意味することとなった。すなわち近代法におけるように実

体法上の権利の存在によって保護されるのではなく、アクティオの要件をみたすことによって保護されたのであり、この意味でローマ法とともに債権法はアクティオの体系・訴権法体系と呼ばれる。なお近代法はアクティオの構成を採用せず、純粹に実体法の権利を対象とするが、司法的実作法の観点にたてば請求権はアクティオの実体的翻訳と見ることが出来る。なおレウィントン・ヤイト

アクト・オブ・パララメント 立法

悪法 unjust law, Unrecht 法の理念にある正義に反する法。具体的には社会における多数者の利益に反する法。したがっておよそ憲法に保障された国民の権利を著しく制限しあるいは剝奪するような法は、悪法とせらるべきであろう。わが国では特に、戦前の治安維持法、戦後の破壊活動防止法等が悪法と称される。悪法批判は、伝統的に自然法学によってなされてきた。

擁有 所有

アグレマン agreement 外交使節・団の長の任命にさざち、接受国が、派遣国の照会に対し、その派遣しようとする人物について異議のない旨を表明する承諾。この承諾を得た上で派遣国は正式に使節を任命する。アグレマンの拒否には理由を示す義務がない。

明渡裁決 取用裁決
明渡正当事由 建物賃貸人が、賃借人に対して、賃貸借の更新(なおし期間の更新)を拒み、または解約の申入ができるために必要な事由(借家二二)。昭和十六年の借家法改正によって追加されたもので、一般には賃貸借の当事者双方の

利害関係その他の諸般の事情を考慮して、社会通念に照し妥当と認むべき事由をいう。法文は貸賃人が自ら使用する必要がある場合を示しているが、具体的には種々の事情が考慮される。貸賃人の側では、貸賃人自身または家族が住居なく非常に困っている場合、生計をたてるのに必要な営業を行なうために明渡を求める場合、家屋の売却が貸賃人の生計上どうしても必要な場合等は有利となり、他に建物所有し、あるいは財力がある場合は不利となる。賃借人の側では、明渡が賃借人にあまり苦痛でない場合などには不利となる。その他代替家屋・立退料の提供の有無等も考慮され、明渡正当事由の存否は、これら諸事情を比較考量して決せられる。なお借地権の存続期間満了の場合に土地所有者が契約の更新(なおし期間の更新)を拒むときにも、明渡正当事由が必要である(借地四I・六一)。

明渡猶予期間 建物の賃貸人(家主)が正当の事由に基づいて行なう解約申入は六カ月前になすことを要するから(借家三)、結局申入後六カ月間明渡を猶予することになる。解約申入期間ともいう。借家人に新住居選定の余裕を与えようとする趣旨で設けられたもの。明渡猶予期間内はもちろん賃借が存続する。

アコード・アンド・サティスファクション accord and satisfaction イギリス法における代物弁済。債務者が原債務の履行に代えて金銭の支払またはその他の作為をなす合意を債権者となし、合意どおりの支払や履行により債権者を満足せしめること。これにより原債務は消滅し、原債権に基づく訴訟は阻止される。

アコマンジッタコレガンチア アサムジッタ assumptio 契約違反訴訟、引受訴訟。一度引き受けておきながら履行をしない場合に損害賠償を受けるための場合訴訟(アクシオン・オン・ザ・ケース)の一種。不作為の約束、あるいはシンブル・コントラクトの場合の契約違反にも提起される。

アジア極東経済委員会 Economic Commission for Asia and Far East (ECAFE) 略称エカフェ。国際連合経済社会理事会に属する地域委員会の一として一九四七年三月に設けられたもので、アジアおよび極東地域の経済の再建、アジア諸国間およびアジア諸国とその他の諸国との間の経済関係の促進を任務とする。これらの問題について国際連合や委員会加盟諸国に対して勧告を行なう権限をもつ機関として、総会と産業貿易委員会および内陸運輸委員会があり、本部はバンコックにある。

アジア的生産様式 Asiatic Productions 生産様式。原始的・集団的土地所有形態につづき、灌漑農業による急激な生産力の発展に伴って生じたアジアに特有の未発達な奴隷制の生産様式であった。古代インド・古代メソポタミア等の古代東方社会がその典型。強固な氏族共同体的諸関係が基礎をなしているが、灌漑用運河・交通の諸手段の管理を通してこれらの共同体は統合されて、唯一最高の土地所有者である政治的主権者すなわち世襲的専制君主に從属する単なる占有者(総体的奴隷)にすぎないものになったとの説がある。なお古代国家 アジア労働会議 国際労働機関(ILO)の地域会議と世界労連および国際自由労連のそれとの三種がある。(i)国際労働機関のほうは一九五〇年第二回会議をセインローで、第二回を五三年東京で開き、最低賃金制確立、労働者住宅問題、年少者保護等に関する決議案を採択した。(ii)国際自由労連は、欧州・米州・アジア・アフリカの四地方組織を有するが、アジア会議を一九五三年東京で開き、住宅問題その他の決議案を採択。(iii)世界労連のアジア地域会議は、一九四九年一月、成立してまもない中華人民共和国の首都北京で第一回会議を開き、世界労連アジア連絡局設置などを決議した。

アジア・プロヴォカトゥール 未遂の教唆 アシヤフエンブルグ Aschattung-Gesetz (Coblenz) ドイツの刑事学者。一九三四年ナチスに追われ、アメリカで死す。アシヤフエンブルグの犯罪人分類は有名。主著「犯罪とその闘争」

アシヤフエンブルグの犯罪人分類 アシヤフエンブルグが、ハイドルベルグの国際犯罪学協会の犯罪人の分類を参照し、「法的安定性の危殆化」を標準として、(i)不注意による偶発犯罪人、(ii)情熱にかられた激情犯罪人、(iii)好機会に誘発された機会犯罪人、(iv)周到な計画による予謀犯罪人、および(v)累犯犯罪人、(vi)慣習犯罪人、(vii)職業犯罪人という七類型に分かった分類。古典的に完成されたこの分類が、犯罪防遏上今後さらに改善されることを彼は期待した。

アショカ王の法 インドの英王アショカ王(阿育王 Ashoka 261-232 BC)が勅法を発して仏教をすすめ石に銘刻し四方にたてさせた揭示法。現

存するものに石柱法および巖石法(磨崖碑文)四〇個ばかりがあり、インドにおける最古の実証的記録であつて一八三七年解説に成功した。規定の内容は宗教的ないし倫理的事項を主とし、世俗的事項は附随的になされてゐるにとどまる。

預り金 不特定・多数の者からの金銭の受入で預金・貯金または定期積立金の受入の類をいう。

元本の返還を約束する金銭の受入であつて、価額ないし価値の保管を目的とし、主として預け主の便宜のために行なわれるというふうには、預金の受入と同様な経済的性質を有するものは、借入金その他のいかなる名義によるにもせよ預り金とされる。主として金銭の貸付業務を営む株式会社(銀行を除く)の社債・発行による貸付資金の受入はその一例。法律に特別の規定のあるもの(銀行・信託会社・信用金庫等)以外は、業として預り金をすることは禁止される(出資取締一)。

預証券 *prestito, Lagerbescheinigung* 倉庫証券の一種。質入証券とあわせて一組とされる(商五九八以下)。寄託物の所有権移転のため用いられる。記載事項が法定されているが(同五九九)、その主要でない事項の記載を欠いても無効ではない。有価証券で、法律上当然の指図証券である(同六〇二)。なお官設保稅倉庫において発行する預証券は質入証券の伴わない単券。なお一券主義

預り手形 徳川時代に両替商が預金者に対して振り出したもので、今日の約束手形に相当するもの。ただし現在の約束手形制度は欧米より輸入されたもので、預り手形と直接の史的連関はない。

預合(あすけあい) 株式会社における株式の

払込、または有限会社における出資の履行に際し、発起人または取締役が株金または出資金の払込取扱銀行と通謀して、一方これから借入を行ないこの借入金を払込金または出資金にあて、他方これを会社の預金とするとともに右借入金の返済までこれを引き出さない旨を約する払込取扱銀行。法はこれを防止するため株式会社において払込取扱銀行を株式申込証の記載事項にするとともに(商一七五二・一七五二・一七七八・二八〇の六五・二八〇の四)、これに払込金の保管証明の責任を負わせ(同二八九・二八〇の四)、さらに預合行為につき刑罰の制裁を加える(商四九一、有七九)。

アストラント *astreinte* フランスの判決法上認められた間接強制の方法。裁判所は判決の執行のため、債務者に対し履行の遅延日ごとに一定の賠償額の支払を命じる。他の直接強制の手段と比べるとときでも発することができ。賠償額は後に変更が可能であり、その額は債権者の実損害と無関係に定めうる。

アゾ *Azo (Azzo) (1150頃～1230頃)* イタリアの註釈学派に属する法学者。ボローニア大学でローマ法を講義したが、その講義案「勅法彙纂法学提要概論」(*Summa codicis et institutionum*)はローマ法を理論的に解説したものとして尊重され、「アゾをもたぬ者は法廷に行くな」(*Chi non ha Azzo, non vada a palazzo*)と嘲弄された。

アソールト *assault* 暴行未遂。故意に暴力を用いて他人の身体に不法な危害を加える態勢をとり、それにより他人に畏怖の念を生ぜしめる不法行為。犯罪。現実の暴行をバッテリー(Battery)

といい、普通アソールト・アンド・バッテリーとして訴える。

与える債務 *obligation de donner* 物(特定物または不特定物)の引渡を内容とする債務。行為(作為または不作為)を目的とする為す債務(*obligation de faire*)に対する。物の引渡も給付たる債務者の行為にはかならないが、与える債務・為す債務という区別は、重点を行為でなく引渡そのものにおいてなされる。区別の実益は債権の強制履行においてあらわれ、与える債務には直接強制が許されるのに対して、為す債務には代替執行または間接強制しか認められない。なおし作為債務

アタッチメント *attachment* 差押・逮捕。その令状。リットにより人を逮捕しまたは財産を差押して、人を裁判所に出廷せしめまたは財産の執行を確保すること。訴による請求権の満足を確保するため被告の物や債権をあらかじめ差し押える仮差押命令。

アダルト・オンリテイ *レニース・オンソリテイ* アクルシウス *Accursius, Franciscus*(1125頃～1260) イタリアの註釈学派に属する法学者。註釈学派の先人が学説彙纂・勅法彙纂・法学提要について行なつた註釈に自己の見解を加えて「標準註解」(*glossa ordinaria, glossa magistralis*)をつくつた。

圧縮記帳 一定の条件の下において、固定資産の取得価額から一定の金額を控除して帳簿価額とすること。法人については国庫補助金、工事負担金、非出資組合の賦課金、保険金等による固定資

産の取得（法稅四二・四九、同種固定資産の交換（同五〇）、損失補償金などによる代替資産の取得、特定資産の買換え（租稅特別措置法六四・一六）等の場合にこの取扱が認められている。法人稅法上、圧縮分相当額を損金に算入するため、当期の所得の額が減少するが、圧縮後の帳簿価額が減価償却基準価額であり将来の譲渡益算定基準価額となるので、圧縮分相当額に対する課稅繰延の効果有する。個人についても、この語は用いないが、實質的に同様の取扱を認める（所稅四二・四三・五八、租稅特別措置法二一・三八・三八の三）一三九。

アツシリア法書 Assyrisches Rechtsbuch

楔形文字法に属するアツシリア民族の法書で紀元前一世紀の成立。原本は多数の泥板文書（clay tablet）で、今世紀にアツシリアの古都で発見された。バビロニア文化の影響を多く受け、ハンムラビ法典およびモーセ法と多数の類似規定を示し、比較法上貴重である。アツシリアが武斷的專制国家であったことから、刑罰法上でも苛酷な体制を多種にわたって含んでいる。

斡旋 mediation (一) 労働法上 労働爭議

調整の一方。爭議當事者の申請または職權に基づいて、労働委員會の会長が斡旋員候補者の中から（労働委員會の同意があればその他の者から）指名した斡旋員が當事者の間に立つて双方の主張を確かめ、爭議解決のための媒介役をつとめること。調停・仲裁と異なつて、斡旋員は解決案の提示を要しない。實際上調停と並んで最も多く利用されている制度（勞調一〇・一六、同施行令二・一六の三、公勞二六参照。なお、求人者と求職者間の雇

用關係成立の斡旋については、職業紹介（二）行政法上、土地収用の先行手続として、土地等の取得に關し、關係當事者（土地の所有者、起業者等）の合意が成立しないとき、紛争解決のため都道府県に事件ごとにおかれる斡旋委員が行なう斡旋（土收第二章の二）。なお、斡旋委員

斡旋委員 土地収用の先行手続としての斡旋を行なう委員。土地等の取得に關して關係當事者（土地の所有者、起業者等）の合意が成立しないとき、都道府県知事に紛争解決のため斡旋委員の斡旋に対する申請がなされたとき、事件ごとにおかれる。定員五人の一人は収用委員會がその委員中から推薦した者、他の四人は知事が任命する。斡旋委員が斡旋を終つたとき、または打ち切つてその経過と結果を知事に報告したとき、当然退任する（土收第二章の二）。

斡旋員候補者 學識・經驗を有する者で、労働爭議の解決のため援助を与えうる人として、労働委員會があらかじめ委嘱し、その名簿（斡旋員名簿）を作成しておいた者。労働委員會の委員も斡旋員候補者たりうる（勞調一〇・一一）。

斡旋員名簿 一 斡旋員候補者
斡旋取附 一 疑獄
壓力団体 レプレッシャー・グループス
あてはめの錯誤 行為が構成要件に該当するといふ法律上の評価についての錯誤。包摂の錯誤、意味の錯誤ともいう。このうちには自己の行為が構成要件に該当するかどうかを知らない場合、どの構成要件に該当するかを知らない場合、該当する構成要件を誤る場合（例えば、窃盜罪にあたるべき行為を横領罪に該当すると誤解する場合な

ど）がある。この錯誤は故意を阻却しない。違の認識を故意の要件とする説は刑法三八条三項をこの錯誤だけに關する規定であると主張している。

後裏書 一 期限後裏書

アトニー・ハネル Attorney-General 法務長官

(イギリスでは、国王を代表して刑事訴訟その他の訴訟を行なう職務権限を有する最高法務官。(ロ)アメリカでは、合衆国および各州の利害關係を有する一切の訴訟において国を代表し法律上の助言を与える司法省の長官。

跡目相続 昔の身分相続。武家では封爵を庶民では家産を承継。徳川時代、特に武家の間では死亡による相続を意味し、隠居による家督相続と區別した。なお、家名相続

アナキズム anarchism 無政府主義

各個人は自主的に幸福に生活できるから、いかなる権力も不要であると考え、一切の権力の否定、したがって最大の権力をふるう国家の廃棄を主張する思想。マルクス主義との差異は、後者が現在の国家から自由な社会（共產主義社会）への過渡期に一定の歴史的段階（プロレタリア独裁）を認め、これを通じて国家は死滅するものとするのに対し、現存国家の破壊によって自由社会の成立を想定する点にある。したがってアナキズムは一種の空想主義であつて、目的達成の手段としてテロリズムに訴えることが多い。ゴドウィン、ブルドン、バクニン、クロボトキンらがその代表的思想家。

アフィグヴィット affidavit 宣誓供述書。供述者が宣誓をなさしめる権限を有する職員の前で